

宮城県告示第八百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 起業者の名称 角田市

二 事業の種類 （仮称）上下水道事業所建設事業

三 起業地

1 収用の部分 宮城県角田市角田字大坊地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

（仮称）上下水道事業所建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である角田市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する充

分な意思と能力を有することから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

角田市では、国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、「角田市行財政集中改革プラン」を策定し、事務事業・組織機構の見直しなど、行政運営の効率化と簡素化を進めており、その具体的方策において上水道事業と下水道事業の組織統合を行うこととしている。

上下水道事業の業務内容には相互に関連するものが多く、各種手続きにも共通しているものがあるが、手続きはそれぞれ別個の窓口で行う必要がある。現在は、上水道については、市庁舎西隣のプレハブ施設の上水道事業所に、下水道については、市庁舎二階の下水道課にそれぞれ配置されていることから、利用者は庁舎内外に離れたそれぞれの窓口で手続きを行うという不便を強いられている状況である。また、現在の上水道事業所は、市庁舎のスペースが行政需要の増大や多様化等により手狭になったことから平成十四年度に庁舎外への移転を余儀なくされたものであるが、机間の通路も確保できないほど狭あいなうえ屋根が鉄板で天井が低いプレハブ構造のため室温は外気に左右されやすいなど職場環境は劣悪である。しかも来客も多いが窓口は狭く一人分のスペースしかないことから、利用者からの苦情も寄せられており、更には、会議室、打合せスペースもないため工事にかかる業者との打合せなどは、職員の事務機で行うなど極めて不健全な状態になっている。

現在の上水道事務所若しくは市庁舎内には、上水道事業と下水道事業を統合した新組織を配置できるスペースはないことから新たに事務所を建設することとしたものである。

新たな事務所にはサービスを主体とした事務部門を一階に、工事担当の技術部門を二階にそれぞれ配置するとともに上下水道施設の遠隔監視機器等の管理室を設け施設の集中管理を行うものである。

本件事業の施行により、窓口の一本化とカウンターの複数化、相談室設置等によるプライバシー保護対策など市民サービスの向上につながり、行財政面では事務事業の効率化、施設の集中管理による機能強化が図られるとともに、職場環境の改善による事務効率の向上も見込まれることから得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地において、希少動植物や文化財等は確認されておらず、また、工事施工中の騒音については、騒音規制法に定める規制基準を遵守することから影響は軽微であると認められる。

(三) 代替案について

本件事業の起業地は、利用者の利便性から市庁舎と近接していることを条件とし、周辺環境などを考慮して選定した三候補地について比較検討を行っており、市庁舎市民課等との接合等、市民の利便性を一体的に向上させることや更地であり用地補償費が安価であるなど社会的及び経済的観点など総合的に勘案し決定されており、合理的なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに(三)で述べたとおり本件事業の起業地は代替案と比較して合理的なものと認められることから、法第二十条第

三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

現在の上下水道事業と下水道事業は、組織を統合することとしているが、統合後の組織を配置できるスペースは市庁舎にはなく、また、現在の上下水道事業所は、3(一)で述べたように、狭あいで職場環境も悪く利用者にも不便を強いている状況であることから早期に本件事業の完成を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、施設の目的を実現するために必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足するものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 角田市水道事業所